

アナログ規制の見直しによる関係条例の整備に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 令和7年9月22日(月)～10月22日(水)

2. 意見の数 16件

3. 意見提出人数 2人(郵送1人、FAX0人、メール1人、持参0人 / 個人2人、団体0件)

4. 意見内容の概要

区分	件数
逗子市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例	
公表情報を追加してほしい	4件
言葉の定義を明確にしてほしい	2件
非常時及び事故対応について明記してほしい	2件
デジタルデバйд解消を考慮してほしい	1件
プライバシー確保を考慮してほしい	1件
公告式条例の一部を改正する条例	
用語・語句について検討してほしい	3件
逗子市行政手続条例の一部を改正する条例	
改正による不利益が生じないようにしてほしい	1件
公示の方法を増やすことによる誤り等がないように注意してほしい	1件
その他	
情報通信技術の適正使用に関する条例を策定してほしい	1件
合計	16件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	3件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	12件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	0件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	1件
合計		16件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
逗子市情	公表情報を追加してほしい	1 (情報通信技術の進展への対応)第11条に、以下を追加して下さい。 「デジタル化を推進するためには、職員がデジタル・トランスフォーメーション」を推進する意識と行動が必要となり、このため、職員に対するデジタル技術やデータに関する知識・スキルのレベルや職位等に応じた体系的な人材育成・研修に取り組みます。」	■	1件	ご意見につきましては、デジタル人材育成への取り組みにおいて参考にいたします。
		2 (情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)第12条に、「……インターネットの利用その他の方法により、公表するものとする」とありますが、公表形式を形式の中に「該当手続き」「原因」「対策」「再発防止策」を含んだ形式としてして下さい。 (注)「該当手続き」とは、市の機関に係る申請等及び処分通知等 (注)この場合の「目標」はなんですか？「目標達成期限」を含みますか？	■	1件	ご意見につきましては、公表内容を検討する中で参考にいたします。
		3 (情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)第12条に、「……インターネットの利用その他の方法により、公表するものとする」とありますが、職員の知識・スキル向上の状態についても公開範囲に含めて下さい。	■	1件	ご意見につきましては、デジタル人材育成への取り組みにおいて参考にいたします。
		4 毎年度1回の市長の公表するものに「行政運営の簡素化及び効率化状況」と「電子情報処理組織の利用及び情報システムの整備等に関わる支出状況」を追加して、費用対効果を明かにしてほしい。	■	1件	「行政運営の簡素化及び効率化状況」については、逗子市行財政改革基本方針に係る主な取り組み実績として、「電子情報処理組織の利用及び情報システムの整備等に関わる支出状況」については、決算及び電子申請状況にてそれぞれ公表しております。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例	言葉の定義を明確にほしい	5	(情報システムの整備等)第4条に、「2 市の機関等は、情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。」とありますが、「安全性及び信頼性」とは何を指すのか明確にしてください。 (注)アサヒビールで発生した「ランサムウェア問題」などを指します。	■	1件	情報システムごとに「安全性及び信頼性」の考え方は異なるため、整備するシステムごとにその安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じてまいります。
		6	(定義)第2条の「電子情報処理組織」「情報システム」「電子計算機に備えられたファイル」「インターネットの利用その他の方法」といった用語が具体的に何を指すのか分かり易い表現で定義してほしい。	■	1件	本条例では、法令等との解釈のずれや適用漏れ等为了避免するため、法令等と用語を一致させています。ご意見につきましては、本条例の公表、周知等に当たり、参考にいたします。
	非常時及び事故対応について明記してほしい	7	(情報システムの整備等)第4条に「2 市の機関等は、情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。」とありますが、「安全性及び信頼性」が棄損された場合の納入業者と市側の責任範囲を事前に明らかにし、代替措置についても同様に明らかにしてください。 (注)アサヒビールで発生した「ランサムウェア問題」などを指します。	■	1件	事故の原因等は事案ごとに大きく異なるため、ご意見につきまして本条例で一律に定めるのは難しいと考えています。各情報システムの調達・委託等の契約において明示し、当該契約に基づき適切に対応してまいります。
		8	(電子情報処理組織による申請等)第5条において、電子情報処理組織による申請等が長期に渡ってできなくなった場合、或いは情報漏洩や不正利用が発生して市民、法人及び市に損害が生じた場合にどのように対処するのかを記載してほしい。	■	1件	事故の原因等は事案ごとに大きく異なるため、ご意見につきまして本条例で一律に定めるのは難しいと考えています。各情報システムの調達・委託等の契約において明示し、当該契約に基づき適切に対応してまいります。
	デジタルデバйд解消を考慮してほしい	9	(目的)第1条において、高齢、目が不自由、低所得で電子計算機を購入できない、肢体が不自由で操作ができない等への配慮も考えてほしい。	■	1件	本条例は、情報通信技術を活用した申請等を行うために必要な法規上の根拠を定めたものです。申請等のオンライン化に当たりましては、さまざまな利用者に配慮してまいります。
	プライバシー確保を考慮してほしい	10	(基本原則)第3条に、平成24年に起きた痛ましい個人情報漏洩事件が再び起こることがないようにプライバシーの確保への配慮を明記してほしい。	■	1件	個人情報の保護につきましては、今後も引き続き適切に取り組んでまいります。

公告式条例の一部を改正する条例	用語・語句について検討してほしい	11	(条例の公布)第2条第3項に「ウェブサイト」という用語があるが、外来語を使用しないで誰でも理解できる表現にしてほしい。	■	1件	本用語については、外来語を使用しない表現にするのは、言葉の正確性及び代替性を考え、難しいと判断しました。ご意見につきましては、本条例の公表、周知等に当たり、参考にいたします。
	用語・語句について検討してほしい	12	現行の(規程の公表)第4条には「市長の定める規程等」、「市の機関の定める規程等」とあるが、改正案では「規程等」の「等」が削られている。問題はないか。	□	1件	公告式条例は、地方自治法第16条の規定により、条例、規則及びその他の規程の公表について定めるものであり、「規程等」とする必要はないため、今回の改正で「等」を除くこととしております。 個々の事案の公表のあり方については、その根拠法令等で個別に判断されるべきであり、その結果として公告式条例を準用して定められることになるものと考えます。
	用語・語句について検討してほしい	13	現行の(準用規定)第3条第2項で「議会又は市の機関の定める規則」とあるが、改正案では「議会」について削られている。問題ないか。	□	1件	地方自治法第16条第5項において、「その他の機関の定める規則」とは、議会が制定する規則を含む趣旨と解されていますので、「市の機関」には「議会」が含まれることとなります。したがって、議会について二重で規定する必要はないため、今回の改正案において削ることとしております。

逗子市行政手続条例の一部を改正する条例	改正による不利益が生じないようにしてほしい	14	(聴聞の通知の方式)第14条第4項で、「公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置」とあるが、後者では開庁日しか確認できないため、閲覧できる期間が短いということにはならないか。	□	1件	今回の改正は、書面掲示規制(特定の場所に掲示することを求めている規制)の見直しを目的にしており、第14条第4項に「規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く」と規定し、インターネットによる公表を想定しています。これにより2週間を経過するまでの間、時間や場所の制限なく確認することを可能にしていますが、情報通信技術を利用できない方に配慮し、従来の掲示場への掲示、事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧も実施してまいります。ご意見をいただきました閉庁日の影響につきましては、市役所と休みが異なる逗子市立図書館で、インターネットを閲覧することができますので、合わせてご利用いただければと思います。ご意見につきましては、本条例の公表、周知等に当たり、参考にいたします。
	公示の方法を増やすことによる誤り等がないように注意してほしい	15	(聴聞の通知の方式)第14条第4項について、通知の方式が複数になることにより、人為的誤りや外部からの改ざんによって、異なるものが通知されてしまわないよう注意してほしい。	■	1件	誤り等がないよう、通知手順等を整理し対応してまいります。
その他	情報通信技術の適正使用に関する条例を策定してほしい	16	スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例が豊明市で施行されました。逗子市も情報通信技術の適正使用に関する条例を策定してほしい。	◆	1件	今後の課題とさせていただきます。
合計					16件	